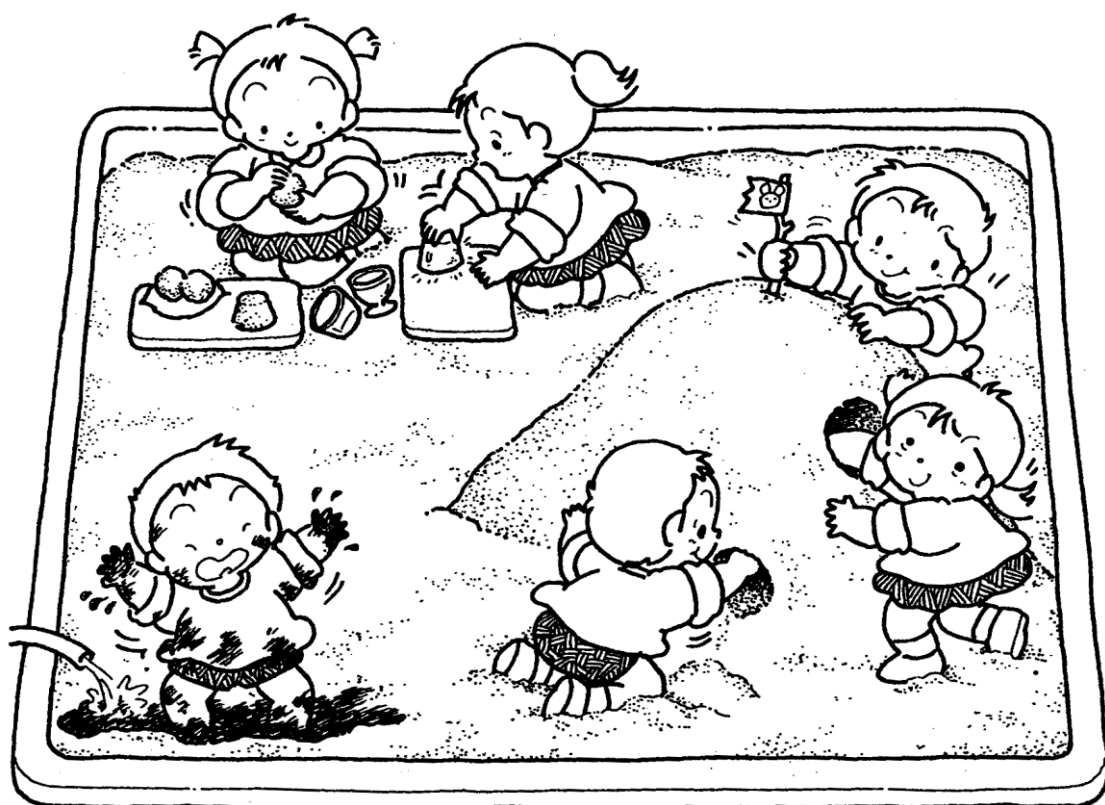


三鄉市公立保育所

重要事項説明書



1 各保育所について

所在地、連絡先等

施設名	所在地	電話番号	対象年齢
上口保育所 (おひさま組)	上口1-208	(電話) 952-1604 (FAX) 949-0629	6ヶ月から
丹後保育所 (おひさま組)	早稲田8-7-5	(電話) 957-2552 (FAX) 950-7513	6ヶ月から
高州保育所 (一時保育実施)	高州2-259-2	(電話) 955-0325 (FAX) 948-0368	6ヶ月から
さくら保育所	彦成4-4-16	(電話) 958-0390 (FAX) 950-7692	6ヶ月から
彦成保育所	彦成2-278	(電話) 957-3377 (FAX) 950-7266	6ヶ月から
早稲田保育所	早稲田3-18-13	(電話) 959-0911 (FAX) 959-0900	6ヶ月から

利用定員（利用定員を表記しておりますが、実際の預かり状況と異なる場合があります）

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
上口保育所	6名	14名	15名	17名	19名	19名	90名
丹後保育所	6名	15名	16名	21名	21名	21名	100名
高州保育所	6名	14名	21名	23名	23名	23名	110名
さくら保育所	6名	15名	24名	25名	25名	25名	120名
彦成保育所	10名	11名	16名	16名	16名	16名	85名
早稲田保育所	6名	10名	17名	19名	19名	19名	90名

職員体制について

施設名	所長	保育士	調理員	用務員	看護師	栄養士
上口保育所	1名	おひさま(1:2.5) 0歳児(1:3) 1歳児(1:5) 2歳児(1:6) 3歳児(1:15) 4歳児(1:20) 5歳児(1:25)	3名	1名	2名	1名
丹後保育所	1名		3名	1名	2名	
高州保育所	1名		3名	1名	1名	
さくら保育所	1名		3名	1名	1名	
彦成保育所	1名		3名	1名	1名	
早稲田保育所	1名		3名	1名	1名	

※給食（調理員）・用務業務は、全施設において業務委託を行っています。

保育所の日



7:30

順次登所

8:30

あそび
課題活動

11:30

食事

12:30

午睡準備

15:00

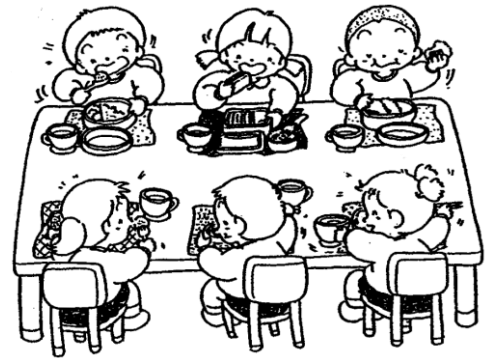
おやつ

16:30

順次降所

18:30

(19:00)



〔平 日〕

	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
保育短時間認定	延長保育 (有料)	通常保育時間 (8時間)		延長保育 (有料)	
保育標準時間認定	時間外保育	通常保育時間 (8時間)		時間外保育	延長保育 (有料)

※開設時間：さくら・早稲田保育所は 19 時まで。他の公立保育所は 18 時 30 分まで。

〔土曜日〕

	7:30	8:30	16:30	18:30
保育短時間認定	延長保育 (有料)	通常保育時間 (8時間)		延長保育 (有料)
保育標準時間認定	時間外保育	通常保育時間 (8時間)		時間外保育

※開設時間：高州・さくら・早稲田保育所は 18 時 30 分まで。他の公立保育所は 16 時 30 分まで

2 公立保育所の保育

① 保育理念

地域とのつながりの中で、子ども保護者一人ひとりを大切にし、それぞれの家庭によりそった支援を進めます

② 保育方針

豊かな人間性と生きる力を持った子どもを育てる

③ 保育目標

心身ともに丈夫な子ども 意欲を持つ子ども 思いやりのある子ども

3 保育の利用について

- ① 保育所は、保護者が就労や病気、親族の介護等「保育を必要とする事由」に該当することにより、子どもの保育が必要と認められる場合、保護者に代わって子どもの心身ともに健やかに育つよう保育所での保育を実施します。
- ② 保育の必要量は、2つの区分になります。
 - (ア)「保育標準時間」・・・1 日最長 11 時間の中で必要となる保育時間
 - (イ)「保育短時間」・・・1 日最長 8 時間の中で必要となる保育時間

4 保育の開始、終了について

- ① 保育の利用を開始する場合
「保育利用希望申込みのてびき」をご覧ください。
- ② 保育の利用を終了する場合
「保育所利用解約届」を施設又は三郷市すこやか課に提出してください。
※利用終了時の保育料について、10日以前の退所であれば半額、11日以降在籍していれば全額を徴収させていただきます。
また、毎年現況届をご提出いただき、「保育を必要とする事由」の有無を審査した結果、その必要性が認められない場合は保育所を退所していただく場合があります。

5 保育所の休所日について

- ① 日曜日、祝日、国民の休日
- ② 年末年始、12月29日から1月3日
- ③ 台風、大雪、地震等の災害が発生した場合、または発生する可能性がある場合、臨時休園のガイドラインに基づき休所することがあります。

6 送迎について

- ① 原則送迎は保護者の方が行ってください。（１６歳以上の方）
やむを得ない事情により代理の方がお見えになる場合、必ずお名前、送迎時間を事前にご連絡ください。
- ② 送迎の際は必ず職員にお声掛けください。
断りなく降所された場合、保育所は見失い事故の可能性を踏まえ、子どもの搜索、関係先への電話確認等の措置を講じることになります。
- ③ 保育所からのお便り、お知らせ、クラスの掲示物、連絡帳等は必ず目を通してください。
- ④ お金、玩具、お菓子等、保育所に持参する必要のないものは持たせないでください。
- ⑤ 足にあった運動靴、活動しやすい服装、着脱・排泄しやすい服装で登所してください。
（長いリボンやひも、ひらひらした飾り、つなぎの服は、遊具への引っ掛かり等事故の危険性があるため、着用は避けてください。）
- ⑥ 所定の送り・お迎え時間に間に合わない場合、必ず事前にご連絡ください。
- ⑦ 保育所へ出入りする際は必ず門を閉じてください。
なお、防犯のため所定の送り・お迎え時間以外は敷地内に入る事が出来ません。通常とは異なるお迎え時間に来所される場合、インターホンを鳴らしてください。
- ⑧ 欠席、遅刻の場合、簡単に理由を添えて当日の午前９時までにご連絡ください。
- ⑨ 病児・病後児保育を利用して欠席する場合もその旨ご連絡ください。
- ⑩ 日中の連絡先がいつもと異なる場合は、必ず職員にご連絡ください。
- ⑪ お子さんの送迎は、可能な限り徒歩または自転車をお願いします。
やむを得ず自動車で送迎される場合、交通ルールやマナーを守り、周りの迷惑にならないよう十分気を付けてください。なお、駐車場内での盗難・交通事故等のトラブルについて、市は一切の責任を負いません。

7 延長保育について

- ① 保育標準時間認定のお子さん
１８時３０分から１９時までの３０分は「延長保育（有料）」なります。（さくら・早稲田保育所）
保育短時間認定のお子さん
７時３０分から８時３０分、１６時３０分から各施設の閉所時間までが「延長保育（有料）」となります。
- ② 延長保育が必要な場合、事前に「延長保育利用申請書」を提出してください。
- ③ 就労証明書等を確認後「延長保育承認書」を発行します。
- ④ 延長保育料金は３０分５０円です。月の支払いが１，０００円を超える場合１，０００円を上限とします。
- ⑤ 使用料はひと月分を月初にまとめて集金します。
- ⑥ 延長保育利用申請に事実と異なる点が確認された場合、その承認を取消し、延長保育の利用をお断りさせていただきます。
- ⑦ 申請内容に変更が生じた場合、各保育所長にその旨ご連絡ください

8 土曜日保育について

食品ロスを減らし、適正な保育士の人員配置をするため、保育所では利用人数の事前把握に努めています。利用日の前月25日までに「土曜保育利用届出書」を提出してください。

9 給食について

保育所では、「食事を通して子どもの生きる力を育む（おいしく食べよう、楽しく食べよう）」を目指し、給食を提供しています。

また、保育所給食はお子さんがすこやかに発育・発達できるよう、栄養摂取基準を設定しており、必要な栄養に過不足が生じないように、献立を作成し、給食を提供しています。

- ① 献立の内容は毎月配布する献立表でご確認ください。

また、保育所入口に当日提供したメニューを展示しておりますので、お迎え時にご覧ください。

- ② 3歳児以上のお子さんについては、昼食の主食（ごはん、パン、麺類等）代金として500円／月、副食（おかず、おやつ）代金として4,000円／月を集金します。

ただし、副食については世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります、

- ③ 乳児の場合、保護者の方と相談しつつ、お子さんの離乳食の進み具合に合わせて給食提供します。
- ④ アレルギー対応食、宗教食等の対応が必要な場合、事前にご相談ください。

10 非常時の対応について

- ① 保育所では毎月1回避難訓練を実施し、災害時の安全な避難に備えています。

実際に大きな地震・火災等の災害が発生した場合、市指定の避難場所に避難する場合があります。事前に避難場所をご確認いただきますようお願いいたします。

- ② 防犯のため、日中は入口を閉門しています。御用の場合は必ずインターホンでお知らせください。
- ③ 児童の安全確保のため、保育所では「安全計画」を策定し、保育所内に設置しております。設置場所が分からない場合、保育所職員までお尋ねください。

11 自己負担金について

- ① 保育料【0歳児クラス～2歳児クラス】

※世帯の住民税額等を元に算出した額になります。（詳細は「保育利用希望申込みのてびき」参照）

- ② 給食費【3歳児クラス～5歳児クラス】

※「9 給食について」参照

- ③ 日本スポーツ振興センター掛け金（年額徴収）
- ④ 遠足費用（実費）
- ⑤ 布団消毒乾燥代
- ⑥ その他

1 2 慣れ保育について

お子さんが保育所の生活に慣れるよう、入所当初は短時間保育（慣れ保育）から始めていきます。
慣れ保育の期間は1週間程度予定しておりますが、お子さんの状況にあわせ延長する場合があります。

1 3 虐待の防止について

お子さんの様子から虐待が疑われる場合は、保育所から福祉事務所又は児童相談所に連絡いたします。

1 4 各種届出について

下記の状況が生じたら、届け出をしてください。（各種届出用紙は、保育所に用意しています）

- ① 家庭状況変更届出書
住所、家族構成、勤務先等が変更になった場合
- ② 教育・保育給付認定変更申請書
勤務変更により、認定変更が生じた場合
- ③ 支給認定証再交付申請書
支給認定証を紛失し、再交付を申請する場合
- ④ 就労証明書
勤務先、就労条件等に変更があった場合
- ⑤ 施設等利用変更調整申込書
市内で他の保育施設に転所を希望する場合
- ⑥ 保育所利用解約又は停止届
市外に転出したときや、保育所を退所する場合
- ⑦ 母子手帳のコピー（表紙と出産予定日のページ）
母子手帳の交付を受けた場合
- ⑧ 産前産後休暇の取得証明書
産前産後休暇を取得する場合
- ⑨ 育児休業取得証明書
育児休業を取得する場合
- ⑩ 復職証明書
育児休業等から仕事復帰した場合

15 保健・健康について

乳幼児期は、人間の一生の中でも、最も目ざましい発達を遂げる期間になります。
年齢・発達等に応じた、健康の保持・増進に取り組んでまいりますので、保護者の皆様におかれましても、ご協力の程よろしくお願いいたします。

① 規則正しい生活習慣を身につけましょう

- ア 朝から生き生きと活動し、心も体も元気に一日を過ごすため、生活リズムを整える事を心掛けましょう。
- イ 早寝、早起きをしましょう。個人差もありますが、9時には布団に入り、朝は7時前にはおきましょう。
(目覚めてから脳が働き出すためには大人は1時間、子どもは2時間位かかるとされており、朝からあくびをし、ぼんやりすることがある場合、睡眠時間が不足している可能性があります。)
- ウ 朝食はきちんと食べ、脳と体のエネルギーを補給しましょう
- エ 登所前に排便を済ませましょう。子どもの便秘は腹痛、発熱の原因だけではなく、遊びに集中できない等の原因になります。
- オ 手洗い、うがい、歯磨き、入浴洗髪、爪切り、洗顔等、適切な清潔習慣を身に着けましょう。

② 登所前の健康確認をお願いします。

- ア 熱はありませんか？
- イ 食欲はありますか？
- ウ 顔色、機嫌はいかがですか？
- エ 便の状態はいかがですか？
- オ 体にブツブツはありませんか？

◎ 登所を控えることが望ましい場合

厚生労働省より『保育所における感染症対策ガイドライン』が示されており、三郷市公立保育所では、このガイドラインに沿って対応しております。乳幼児は抵抗力が弱いなどの特性を踏まえた対応が必要とされており、集団生活の中で発熱や下痢、嘔吐、咳、発しんから、重症になってしまうことも想定されることから、丁寧に対応していく必要があります。

下記の資料を参考にお子様の健康管理に役立てていただければと思います。

『保育所における感染症対策ガイドライン』抜粋

発熱時の対応	○24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、解熱剤を使用している場合。 ○朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。
下痢のときの対応	○24時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。 ○朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

嘔吐の対応	○24 時間以内に複数回の嘔吐がある、嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。 ○食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。
咳の対応	○夜間しばしば咳のために起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。
発しんの時の対応	○発熱とともに発しんのある場合。 ○感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された場合。 ○口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合。 ○発しんが顔面等であり、患部を覆えない場合。 ○浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合。 ○かゆみが強く手で患部を掻いてしまう場合。

③ こんな時はお迎えをお願いしています。

発熱、ひどい咳、耳だれや痛み、繰り返す下痢や嘔吐、目やにや充血、腹痛、頭痛、歯痛、関節痛、けが等、子ども一人一人の日頃の様子を踏まえ、体調不良が確認できる場合。

※ 体調不良時の際、必ず連絡がとれるようにお願いします。

④ 薬を持参する場合については、9 ページの「16 薬を依頼される場合について」をご覧ください。

⑤ 感染症の取り扱いについては、10 ページの「17 感染症による登所停止の取り扱いについて」をご確認ください。

ア 感染症と診断された場合、診断内容により医師からの〔意見書〕又は保護者が記入する〔登所届〕が提出されるまで登所できません。

イ 意見書・登所届は本説明書 11, 13 ページをコピーするか、保育所に必要な旨をお申し出ください。（意見書につきましては保険適用外の医療機関もあります。予めご了承ください。）

ウ 下痢や嘔吐物、血液が付着した衣類やシーツは、感染防止のため保育所では洗わず、袋に密閉し返却します。

⑥ 年間の保健行事について

ア 嘱託医による歯科検診、内科検診が年 2 回ずつあります。結果は個別にお知らせします。受けることができなかったときは各自負担で受けていただき、結果は保育所にお知らせください。

イ 外部機関による検便検査が年 1 回あります。4 歳児は検尿検査があります。結果が陽性の場合、個別にお知らせします。

⑦ 予防接種について

接種する場合、かかりつけの医師にご相談いただきますようお願いいたします。接種後は発熱や倦怠感に注意しご家庭で安静にお過ごしください。なお予防接種を受けられましたら必ず担任までお知らせください。

⑧ その他

ア アレルギー、脱臼、ひきつけ等の心配のある場合は担任にお知らせください。

イ 三郷市健康推進課から 4 ヶ月児健康診査、9 ヶ月児健康診査、1 歳 8 ヶ月児健康診査、3 歳 6 ヶ月児健康診査の通知がありましたら必ず受診してください。（詳細は「健康のしおり」参照）

16 薬を依頼される場合について

- ① 保育所では原則お子さんへの与薬は行いません。可能な限り自宅で服用できる回数や時間帯になるよう主治医とご相談ください。やむを得ず保育時間内に与薬する必要がある場合は、病状等を相談の上、担任または看護師が保護者に代わって与薬します。ページ下部の「お薬依頼カード」に必要事項を記載し、お薬袋と一緒に必ず保育士に手渡ししてください。（参考：日本保育園保健協議会）
- ② お預かりする薬は医師から処方された飲み薬や軟膏のみとし、市販薬はお断りさせていただきます。また、点眼薬、点鼻薬、点耳薬、吸入薬などについては、お預かりすることが出来ません。ただし、慢性疾患等による定時内服薬、痙攣予防のための坐薬、食物アレルギー治療薬については、医師の指示書を添付していただいた上でお預かりしますので、担任または看護師にご相談ください。※医療機関での診察の際は、保育所にて点眼薬、点鼻薬、点耳薬、吸入薬などは持参できないことを主治医の先生にお伝えいただき、使用方法についてご相談・ご確認をお願いします。
- ③ 服用する薬は一回ずつに分けて、薬袋や容器に必ずお子さんの名前を記載してください。
- ④ 内服する薬には薬品名の記載を必ずお願いします。薬袋に記載がない場合、お薬手帳や指示書の写しをご提出ください。
- ⑤ 貼るタイプの気管支拡張剤を貼って登所する場合、薬品に直接記名し、添付していることを職員にお知らせください。（保育中に剝がれた場合、貼り直しはできませんのでそのままご返却します。）
- ⑥ 「熱が出たら」「咳が出たら」「発作が起きたら」というように、症状を判断して与えなければならない薬の場合、保育士等がその判断をすることは困難であるためお預かりできません。
- ⑦ 薬を服用するにあたり、通常の保育をして良いか主治医に確認してください。

与薬者	時間	◎お薬とカードは必ず職員に手渡ししてください。（受領者）	
		お薬〔内用薬〕依頼カード 年 月 日	
		＊お薬を依頼する方は、このカードを毎日記入してください。 ＊お薬依頼カードは、与薬者のサインをしてお返しします。 ＊お薬は医師の処方したものを1回分だけ持参してください。 （外用薬は処方された容器のままです。）	
な	え	（	）組
医療機関名	処方日	年	月 日
診 断 名			
与薬又は使用時間	食前（分）	食後（分）	その他（
薬の種類	粉薬（袋）	シロップ（	本）
	錠剤（	種）	その他（
＊その他、注意する事がありましたら記入してください。 （例：眠くなる、便がゆるくなる等、副作用を含む。）			

17 感染症による登所停止の取り扱いについて

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を予防し、安全・安心な衛生環境を確保するため、下記の感染症と診断された場合、速やかに保育所にご連絡ください。登所の再開には病状により意見書、登所届が必要となりますのでご協力をお願いします。

※医師の意見書を提出することで登園可能となる感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登所のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること（乳幼児の場合）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症したあと5日を経過しかつ症状が軽快した後、1日を経過する事。※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日を経過すること。
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失したあと2日を経過していること。
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌薬による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（0157, 026, 0111 等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣を確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては2回以上連続で便から菌が検出されなければ登所可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については、（－）としている。

<意見書（医師記入）>

意見書（医師記入）

保育所長 あて

入所児童氏名

年 月 日生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします。）

	麻疹（はしか）※1
	インフルエンザ ※1
	新型コロナウイルス（感染症）※1
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱）※1
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症 （0157、026、0111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったと認められるため、

年 月 日から、登所可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

※1の疾病については、必ずしも治癒の確認の必要はありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は、乳児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登所を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

※医師から登所可能と診断を受けた後、保護者が登所届を記入・提出する事で
登園可能となる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する 前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が 経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する 前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっている こと
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が 発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響 がなく、普段の食事が取れる事
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウィ ルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1 週間（量は減少しているが数 週間ウイルスを排出してい るので注意が必要）	嘔吐下痢などの症状が治まり、普 段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1 か月程度ウイルスを排出して いるので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響 がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス 感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が 良いこと
帯状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶ た）化していること
突発性発しん	—	解熱して機嫌がよく全身状態が 良いこと

※ 頭じらみに感染の恐れがある場合は、医師の指示に従い駆除し登所してください。

※ 伝染性膿痂疹（とびひ）は、病院に受診しガーゼ等で覆い登所できます。

※ 伝染性軟属腫（水いぼ）は、皮膚科に受診し医師の指示を仰いでください。

※ その他、意見書・登所届に記載がない感染症に罹患した場合には、登所の可否を主治医に
ご相談ください。

<登所届（保護者記入）>

登 所 届 （保護者記入）

保育所長 あて

入所児童名（ぐみ）

年 月 日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（リンゴ病）
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	R S ウイルス感染症
	ヒトメタニューモウイルス感染症
	带状疱疹しん
	突発性発しん

(医療機関名) (年 月 日受診) において、
症状が回復し、集団生活に支障ないと判断されましたので、 年 月 日
より登所いたします。

年 月 日

保護者氏名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるように、上記の感染症については、登所のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登所届の記入及び、提出をお願いします。

嘱託医一覧

施設名	医療機関名	医院長名	所在地	電話番号
上口保育所	しみず泌尿器科・内科クリニック	清水 弘文	彦成 1-226	957-8865
丹後保育所	舘脇医院	舘脇 正泰	早稲田 6-28-13	957-0151
高州保育所	あおばファミリークリニック	赤松 秀樹	戸ヶ崎 2-286-1	955-8621
さくら保育所	三郷皮膚科医院	風間 敏英	早稲田 4-7-5	950-1138
彦成保育所	杉浦小児科	杉浦 正俊	中央 1 丁目 3-1 エムズタウン三郷中央 2F	952-2124
早稲田保育所	立澤外科胃腸科医院	立澤 貞彦	新和 2-380	952-8171

嘱託歯科医一覧

施設名	医療機関名	医院長名	所在地	電話番号
上口保育所	宮嶋歯科医院	宮嶋 悟	三郷 3-3-3	952-8841
丹後保育所	高野歯科医院	高野 章	早稲田 5-8-13	957-3933
高州保育所	いまざわ歯科医院	今澤 正夫	彦成 4-4-15-102	957-6969
さくら保育所	吉崎歯科医院	吉崎 太郎	三郷 1-12-17	953-4800
彦成保育所	小林歯科医院	小林 智明	彦成 1-364	959-2867
早稲田保育所	くりやま歯科医院	栗山 誠紀	三郷 2-2-12	952-2208

18 自己評価、第三者評価について

- ① 自己評価について……三郷市の公立保育所では、保育課程及び各年齢毎の保育目標についての自己評価を毎年行っています。
- ② 第三者評価について……三郷市では定期的に保護者向けアンケートを行い、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めております。

19 苦情処理について

三郷市では、本市が設置する保育所に入所している保護者からの苦情の解決に関する規程を策定しており、窓口を設置し、苦情が発生した際の適切な処理に努めています。氏名等につきましては各保育所に掲示しております。

相談・苦情受付担当者	各保育所長 ・ すこやか課庶務係長
相談・苦情解決責任者	すこやか課長
第 三 者 委 員	三郷市保育所苦情等の解決に関する規程第5条第1項に規定する、主任児童委員のうちから市長が委嘱する2名

20 保育所はこんな事業もしています

① 発達支援相談

三郷市公立保育所では、必要に応じて下記の発達支援相談を実施しております。

- ・乳幼児の発達支援の専門家による定期的な巡回相談
- ・子ども支援課発達支援センターとの連携

② 病児保育・病後児保育

お子さんが病気にかかり、またはその回復期にある場合で、保護者が勤務・疾病等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、保育士等が所定の施設において一時的にお子さんをお預かりします。利用にあたっては三郷市すこやか課での事前登録が必要です。

- ・みさとしらゆり保育園内【つばめ】(TEL 949-0072)

③ 送迎保育ステーション

送迎ステーションでお子さんをお預かりし、専用バスで市内の保育所へ送迎します。

日中は各保育所（指定保育所）で過ごし、夕方、再び送迎ステーションに戻って保育を行います。

- ・みさとしらゆり保育園内【みさとしらゆり送迎保育ステーション】(TEL 949-0072)
- ・みさとしらゆり第2保育園内【みさとしらゆり第2送迎保育ステーション】(TEL 949-6568)

④ 園庭開放

地域の乳幼児とその保護者が、園児との遊びに参加できる場を提供しています。

⑤ 来所相談

各保育所で随時相談受付を行っています。

当施設における保育・教育の提供を開始するにあたり、
保育所入所重要事項説明書及び各保育所入所のしおりに基づき
重要事項の説明を行いました。

保 育 所 名：

所 在 地：

説明者職名： 所 長 氏名

私は、保育所入所重要事項説明書、各保育所入所のしおりに基づいて
の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保 護 者 住 所：

児 童 氏 名：

保 護 者 氏 名： 印（署名でも可）

児童から見た続柄：

